

届出の必要な患者

2016年1月1日以降（但し、がん登録における【診断日】）に、当該病院等における初回の診断が行われた患者



★初回の診断とは

- 当該病院において、当該がんに関して初めての、診断及び／又は治療等の診療行為のこと。

★診断とは

- 当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として診断及び／又は治療等の診療行為を行っていること。
- 画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。
必ずしも病理学的な確定診断を要しません。

ご注意 : 患者の住所に関わりなく、病院等の設置県のがん登録室に届出ます